

教員免許状更新の流れ(旧免許状をお持ちの方)

(1) 免許状更新講習の受講対象者ですか？

受講対象者は…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する

- ①校長(園長)、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、臨時講師、非常勤講師
- ②実習教師、寄宿舎教師、学校栄養職員
- ③教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④その他教育委員会事務局職員
- ⑤教員採用内定者
- ⑥講師等任用リスト登載者
- ⑦過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑧一定条件を満たした幼稚園教諭免許状を有する保育士

※受講対象者の内、①、③には受講義務が課せられています。受講義務者が修了確認期限までに免許状を更新しなかった場合、有する全ての免許状は失効し、免許管理者(県教育委員会)に返納しなければなりません。失効した場合は、教員としての職を失うこととなります。(公立学校教員の場合は、地方公務員としての身分を喪失することにもなります。)

はい

免許状更新講習を受講できません。更新講習を受けずに、現在お持ちの免許状はそのまま所持してかまいませんが、教育職員となるためには、講師等任用リストに登載された後、更新講習を受講する必要があります。

いいえ

(2) 修了確認期限はいつですか？

旧免許状を持っている方は、生年月日で、最初の修了確認期限が分かります。別表で確認してください。
※栄養教諭免許状を持っている方は、表が異なりますので、注意が必要です。

(3) 免許状更新講習を受講するのはいつから？

免許状更新講習を受講できるのは、修了確認期限の2年2ヶ月前から2年間です。
(例: 修了確認期限が平成24年3月31日の人は、平成22年2月1日から平成24年1月31日までです。)
ただし、修了確認期限が平成23年3月31日の人は、平成21年4月1日から平成23年1月31日までです。

(4) 免許状更新講習の受講は？

- 免許状更新講習は全国の大学等が開設しています。
- 更新講習は受講者が自ら大学等へ受講申込みをします。
- 講習は、教育の最新事情に関する事項12時間以上と教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項18時間以上の計30時間以上を受講します。
- 教育の最新事情に関する事項は必須領域、教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項は選択領域となります。
- 更新講習は、大学等で受講するもののほか放送・通信・インターネットでの受講もできます。

※ 更新講習の受講免除とは？

- 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者は、申請により更新講習の受講が免除されます。
- 優秀教員表彰者も申請により更新講習の受講が免除されます。

○受講免除の申請期間は、修了確認期限の2年2ヶ月前から2年間です。(更新講習の受講期間と同様)

※申請には、下記が必要です。

- 免許状更新講習免除申請書(第10号様式)
- 免許状を有すること及び修了確認期限を証明する書類
- 免許状更新講習の受講免除に関する証明書(第11号様式)

手数料 3,300円

(5) 受講期間に休職等に入ったときは？

やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められるときは、修了確認期限の延期を申請することができます。(休業等に入っている場合でも申請をしないと修了確認期限は延期されません。)

やむを得ない事由とは、次の通りです。

- ①指導改善中であること
 - ②休職中であること
 - ③産休、育休、病欠休暇、介護休暇中であること
 - ④地震、積雪、洪水その他自然現象により交通が困難となっていること
 - ⑤海外派遣中であること
 - ⑥専修免許状の取得のための課程に在籍していること
 - ⑦教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること
 - ⑧その他免許管理者(県教育委員会)がやむを得ないと認める事由があること
- また、以下の場合にも延期を受けることができます。
- ⑨有する普通免許状又は特別免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合
 - ⑩平成21年度から更新講習を受講している者の内、平成22年の末日において講習の課程を修了していない場合

<延期できる期間>

上記①～⑥、⑧の場合:当該事由がなくなった日から起算して2年2ヶ月

上記⑦の場合:教員となった日から起算して2年2ヶ月

上記⑨の場合:有する普通免許状又は特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年

上記⑩の場合:2ヶ月

<修了確認期限の延期を申請する期間>

修了確認期限延期の申請期間は、修了確認期限の2年2ヶ月前から2年間です。

(延期事由⑩の場合は、平成23年1月1日～平成23年1月31日)

※申請には、下記が必要です。

免許状更新講習修了確認期限延期申請書(第8号様式)

免許状を有すること及び修了確認期限を証明する書類

修了確認期限の延期に関する証明書(第9号様式)

手数料 1,700円

(6) 更新講習を受講した後の手続きは？

〇(3)で確認した免許状更新講習の受講期間内に受講・修了し、あわせて都道府県教育委員会に申請し、修了確認を受けて完了となります。

※申請には、下記が必要です。

免許状更新講習修了確認申請書(第6号様式)

免許状を有すること及び修了確認期限を証明する書類

免許状更新講習の開設者が発行する修了証明書又は履修証明書

手数料 3,300円

※免許状更新講習の修了確認、修了確認期限の延期、更新講習の受講免除いずれの場合も、都道府県教育委員会への申請手続きが必要です。

所定の要件を満たしていたとしても、自動的に免許更新、修了確認期限の延期、受講免除になることはありませんのでご注意ください。

※受講義務のない方については、修了確認期限の延期、更新講習の受講免除はできません。